

「威迫」、「欺罔（欺き）」及び「困惑」について

情報公開・法務課

1 法令における「威迫」、「欺罔（欺き）」及び「困惑」の用例

(1) 威迫

法律名等	条 文	備 考
公職選挙法	<p>(選挙の自由妨害罪)</p> <p>第二百二十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮（こ）又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を<u>威迫</u>したとき。</p>	<p>・人に不安の念を抱かせるに足りる行為をいう。(S 42. 2. 4 最高裁:「威力」とは「人の意思を制圧するに足りる勢力」をいい、「威迫」との相違は、人の意思を制圧するに足りる程度の行為であるかどうかであるものと解すべきである。)【逐条解説公職選挙法下 安田充、荒川敦 ぎょうせい】</p> <p><参考事例></p> <p>・派出所に勤務中の巡査が選挙人に某候補者に投票するように勧誘し、勧誘に応じなければ直ちに選挙法違反の被疑者として検事局に送致するような勢を示し、選挙人に署長名義の呼出状を発した。(S 7. 10. 20 大審院)</p>
政治資金規正法	<p>(寄附のあつせんに関する制限)</p> <p>第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して<u>威迫</u>する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・脅迫にはいたらないが、相手方に不安、困惑の念を覚えさせるような言動を示すこと。【逐条解説政治資金規正法 [第二次改訂版] 政治資金制度研究会 ぎょうせい】</p> <p><参考事例></p> <p>・寄附のあつせんに応じなければ除名等の処分にする旨を相手方に通告する。</p>

<p>地方自治法</p>	<p>〔署名に関する罰則〕 第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮（こ）又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 （略） 三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を<u>威迫</u>したとき。 ②～⑥ （略）</p>	<p>・威力を加えて他人に不安の念を生じさせること。【新版逐条地方自治法第7次改訂版 松本英昭 学陽書房】 <参考事例> ・（公職選挙法と同じ。）</p>
<p>刑法</p>	<p>（証人等威迫） 第一百五十五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談<u>威迫</u>の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>・言語・動作をもって氣勢を示し、不安・困惑の念を生じさせること。【新版刑法講義各論〔追補版〕 大谷實 成文堂】 ・相手に対して言語をもって氣勢を示し、不安・困惑を生じさせる行為をいう。（T11. 10. 3大判大） 【大コンメンタール刑法(第二版) 大塚仁 他 青林書院】 <参考事例> ・恐喝事件の被疑者の友人が、その被疑者に対し、凄みのある語調で示談書の作成・持参方を要求する。（S34. 2. 16長野地判）</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>	<p>（加入の強要等の禁止） 第十六条 （略） 2 （略） 3 指定暴力団員は、人を<u>威迫</u>して、その者の親族又はその者が雇用する者その他のその者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下この項並びに第十八条第一項及び第二項におい</p>	<p>・言動挙動をもって氣勢を示し、相手方に不安の感を生ぜしめるような行為をいう。相手方を困惑させる程度に達していることは必ずしも必要としない。 【逐条暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 暴力団対策法制研究会 立花書房】</p>

	て「密接関係者」という。)に係る組抜け料等(密接関係者の暴力団からの脱退が容認されること又は密接関係者に対する暴力団への加入の強要若しくは勧誘をやめることの代償として支払われる金品等をいう。)を支払うこと又は密接関係者の住所若しくは居所の教示その他密接関係者に係る情報の提供をすることを強要し、又は勧誘することその他密接関係者を指定暴力団等に参加させ、又は密接関係者が指定暴力団等から脱退することを妨害するための行為として国家公安委員会規則で定めるものをしてはならない。	
特定商取引に関する法律	<p>(禁止行為)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を<u>威迫</u>して<u>困惑</u>させてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>・脅迫に至らない程度の人に不安を生ぜしめるような行為をいう。【特定商取引に関する法律の解説(平成24年版) 消費者庁 取引対策課、経済産業省 商務流通保安グループ 消費経済企画室 商事法務】</p> <p><参考事例></p> <p>・「買って欲しないと困る。」と声を荒げられて、誰もいないのでどうしてよいかわからなくなり、早く帰ってもらいたくて契約をしてしまった。</p>

(2) 欺罔(欺き)

法律名等	条 文	備 考
刑法	<p>(詐欺)</p> <p>第二百四十六条 人を<u>欺いて</u>財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>・財物交付に向けて人を錯誤に陥らせる行為をいう。【新版刑法講義各論[追補版] 大谷實 成文堂】</p> <p>・人を錯誤に陥らせる行為をすることをいう。【大コメンタール刑法(第二版) 大塚仁 他 青林書院】</p>

<p>売春防止法</p>	<p>(困惑等による売春)</p> <p>第七条 人を<u>欺き</u>、若しくは<u>困惑</u>させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人に対し、うそ、いつわりをいって騙すとか、相手が錯誤に陥っているのに真実を告げないという、いわゆる不作為によってその錯誤の状態を利用する場合など、人にうそ申し向け、又は真実を隠して人を誤信させること。【福祉犯罪捜査要領 少年実務研究会 立花書房】 ・詐欺罪（刑法 § 246 条）における「人を欺いて」と同じ意味であり、人に虚偽の事実を適示し、又は事実を隠して錯誤に陥ることをいう。【風俗・性犯罪 藤永幸治 他 東京法令出版】 <p><参考事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・真実結婚する意志がないのにあるように装って、「二人が結婚するために必要な金を準備するんだから、我慢して売春をしてくれ。」などと嘘をいう。
<p>軽犯罪法</p>	<p>[軽犯罪]</p> <p>第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。</p> <p>一～三十三 (略)</p> <p>三十四 公衆に対して物を販売し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を<u>欺き</u>、又は誤解させるような事実を挙げて広告をした者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他人を錯誤に陥れ、虚偽の事実を真実と誤認させることである。【実務のための軽犯罪法解説 井坂博 他 日世社】

(3) 困惑

法律名等	条 文	備 考
売春防止法	<p>(困惑等による売春)</p> <p>第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暴行、脅迫に至らない程度の威勢を示すとか、借金の返済を執拗に迫るとか、雇用関係等の特殊な関係を利用して義理人情の機微につけ込むなど、人に心理的圧迫を加え、又は自由意思を拘束して自由な判断を失わせること。【福祉犯罪捜査要領 少年実務研究会 立花書房】 ・暴行・脅迫に当たらない程度の方法によって、人に心理的圧迫を加え、又は人の自由意志を拘束することによって、精神的に自由な判断ができないようにすること。【風俗・性犯罪 藤永幸治 他 東京法令出版】 <p><参考事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸した金を返してくれないと手形が不渡りになってしまうから、至急返済して欲しい。すぐに返せないなら客をとって金を作ってくれ。」などと申し向ける。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	<p>(加入の強要等に対する措置)</p> <p>第十八条 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条の規定に違反する行為をしており、その相手方が困惑していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項（当該行為が同条第三項の規定に違反する行為であるときは、当該行為に係る密接関係者が指定暴力団等に参加させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するために必要な事項を含む。）を命ずることが</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困り戸惑うことをいう。【逐条暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 暴力団対策法制研究会 立花書房】 <p><参考事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定暴力団員から指定暴力団等に参加するよう執拗に要求されて、どうしてよいか分からなくなった。

	<p>できる。</p> <p>2・3 (略)</p>	
消費者契約法	<p>(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより<u>困惑</u>し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。</p> <p>一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。</p> <p>二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>・困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう。畏怖も含む、広い概念である。【逐条解説消費者契約法〔第2版〕 消費者庁企画課 商事法務】</p> <p><参考事例></p> <p>・高額な子供用の教材を購入させられた。夜中の12時半まで説明を聞かされ、「子供が寝るので帰ってください」と言っても帰らなかったもので、仕方なく契約した。</p>
特定商取引に関する法律	<p>(禁止行為)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を<u>威迫</u>して<u>困惑</u>させてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>・字義のとおり、困り戸惑わせること。【特定商取引に関する法律の解説(平成24年版) 消費者庁 取引対策課、経済産業省 商務流通保安グループ 消費経済企画室 商事法務】</p> <p><参考事例></p> <p>・クーリング・オフしたいと思って電話したところ、「残金を支払わないと現住所に住めなくしてやる。」と言われ、不安になってクーリング・オフの行使を思いとどまった。</p>

2 行為例

(1) 威迫

ア 「逃げようと思っても逃げられないんだから。エッチするよ」「俺とエッチするか、ポラロイド写真撮るかどっちかだ」と威迫して性交

イ 入れ墨を入れている男が、「俺は怖いんだよ」などと威迫して性交

(2) 欺罔（欺き）

ア スカウトマンがタレントにしてやるからということの見返りで児童と性交

イ プロダクション関係者を装った男が、就職を斡旋すると偽り、児童と性交

(3) 困惑

ア 家出中の児童を居住させている男が、性交に応じるよう申し向けこれに応じなければ家から追い出されるかもしれないと困惑させ性交

イ 児童をドライブに誘った男が、児童を車に乗せ市内を回り、単独での帰宅困難となった児童と性交